

## ●小中学校区検討会議等の進捗状況について

### 1 経緯

#### (1) 調査・研究

- ア 市内小中学校児童生徒数の推移の確認
- イ 西部地区の住宅地開発の動向調査
- ウ 山王小学校児童数の推移を研究
- エ 山王小学校学区保護者アンケートの実施
- オ 通学区域の改編案を検討

#### (2) 庁内協議・検討

- ア 課題及び情報共有
- イ 関係部署が所管する事業との関連・影響等の確認

#### (3) 小中学校区検討会議

##### ア 目的

市内小中学校に係る通学の安全性、通学距離、児童生徒数に基づき通学区域の検討を行うもの

##### イ 委員の構成

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (ア) 教育に関し識見を有する者          | 3名 |
| (イ) 市内小中学校に通学する児童生徒の保護者   | 2名 |
| (ウ) その他教育長が必要と認める者（町内会長等） | 4名 |

##### ウ 会議の開催状況

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 令和4年度 第1回 | 令和4年12月26日(月) |
| 第2回       | 令和5年1月31日(火)  |
| 第3回       | 令和5年3月27日(月)  |
| 令和5年度 第1回 | 令和5年6月2日(金)   |
| 第2回       | 令和5年8月3日(木)   |
| 第3回       | 令和5年10月19日(木) |

### 2 小中学校区検討会議による検討経過

#### (1) 検討を行う上で基本的な考え方について

市立小中学校の学区の見直しを行っていく上で、今後の少子化への対応を見据えながら、小中学校の適正規模を図っていく必要があることから、各学校や地域の実情を踏まえ、総合的に判断していくものとした。

なお、検討の対象となる小中学校については、市内小中学校の規模及び児童生徒数の推計値に基づき、小中学校の適正規模を上回る（過大規模校）又は下回る（過小規模校）学校の通学区域について、通学区域の再編成等の検討を行う。その際、文部科学省が定める学級数における学校規模の区分（次表）に基づき決定することとした。

### (適正規模学級数分類)

| 校種  | 過小規模校 | 小規模校 | 適正規模校 | 大規模校  | 過大規模校 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 1~5   | 6~11 |       |       |       |
| 中学校 | 1~2   | 3~11 | 12~18 | 19~30 | 31以上  |

現在、急激に児童数が増加している山王小学校は、将来的に普通学級数が30学級を超える見込みであることから、山王小学校の対応を優先して行うこととしている。

また、通学の利便性や安全性について課題がある地域や地域コミュニティ等との関連から課題がある地域については、複数年をかけて段階的に解決を図ることとする。

### (参考)

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より

#### 【大規模校及び過大規模校について】

○ 一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

## (2) 課題及び方向性

### ア 山王小学校学区内における住宅地開発動向と児童数見込み

(ア) 本学区の市街化区域内には畑や休耕地が散在し、主に相続を機会として農地等から住宅地に転用される可能性は十分あり、今後も小規模な住宅地造成は続くものと予想される。

(イ) 本市人口推計では、年少人口は全体的に右肩下がりとしているが、山王小児童数は一定期間増加傾向が継続するものと思われる。

(ウ) 令和3年度から令和4年度にかけては、山王小の児童数が約40人程度増加し、

住宅地開発の影響が大きく反映された結果となったが、令和4年度から令和5年度にかけては、山王小児童数は約10人の増加に留まったため、山王小児童数将来推計値について下方修正を行った。

- (イ) 住宅地開発等の影響を適切に児童数に反映させることは難しいため、3種類の将来推計値を算出し、これらが分布するエリア全体をカバーできるよう対応していくこととした。

イ 山王小学校の児童数増加に伴う学校経営上の問題点

- (ア) 過大規模校となった場合、学習環境や衛生環境の悪化、教職員の負担が増加するなど学校経営が複雑化・困難化することが想定される。
- (イ) 校舎施設について、普通教室数の不足やそれに伴う特別教室の転用による不足が生じる。
- (ウ) 周辺地域が用途区域や農業振興策の関係から用途変更が難しく、山王小の学校用地を拡大することはできない。
- (エ) これらを解消していくため、短期的には学校施設のプレハブ増築分で学習環境等の健全化を進めるとともに、中長期的に通学区域の改編により児童数を調整していくこととした。

ウ 学区改編をする場合の対応について

- (ア) 学区改編が児童の学校生活に大きく影響を与えることを理解し、不登校児童生徒の増加などの問題を考慮しながら、経過措置の設定や個別事情や児童の心のケアへの対応など特段の配慮を行うこととする。
- (イ) 小学校の学区を改編する場合、中学校も関連するため、同時に検討する必要がある。